

避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進について

背景

- 災害時における高齢者等の被害状況から、令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化。
- 内閣府の個別避難計画作成モデル事業（R3）に福知山市とともに採択され、健康福祉部と協働で市町村における個別避難計画作成を促進してきたところ。

令和3年度の実施

- 個別避難計画作成促進と府内における現状把握のため、府・市町村の防災・福祉部局が出席の上、各市町村と一対一でのヒアリングを実施
- ヒアリングにより、防災・福祉部局による体制構築に課題を抱えている市町村が多いことを把握し、情報共有会や研修会を通して「防災と福祉の協働体制の構築」を重点的に支援した。

令和4年度の実施

- 法定事項を満たした個別避難計画については、要支援者のうち11.5%が作成済みであり、市町村における計画作成促進のため、令和4年度についても、内閣府モデル事業に応募予定。
- 令和3年度に引き続き、研修会や情報共有会の開催により内閣府モデル事業で得たノウハウの共有、市町村担当者の課題解決を図る。
- 府内市町村と協働で個別避難計画の作成に取り組み、事例に基づく業務フロー等を検討するなど、「市町村における計画作成の着手」を重点的に支援予定。

(参考：令和4年度内閣府モデル事業)

市町村は、市町村内の広い地域への取組の展開や、ノウハウの収集が必要な課題解決に向けた取組を実施する。

都道府県は、管内全ての市町村で個別避難計画作成が進む取組を実施する。